

新たな事業（行事）を実施したい団体・企業等の皆さんへ！

「市民協働事業」募集要項

応募期間：平成27年1月5日（月）～2月13日（金）

■事業の趣旨

伊予市制10周年を市内全域で盛り上げるため、各種団体や市民団体、企業等が主体的に提案し、新規に自ら実施する活動に対する提案を募集します。市制10周年記念事業としてふさわしい事業には、予算の範囲内において市が補助金を交付して支援します。

■事業根拠

本事業は、「伊予市制10周年記念市民協働事業補助金交付要綱」に基づき、実施しています。

■対象団体

次のいずれかに該当する団体が対象です。

- (1) 市内で活動する団体であること。
- (2) 構成員の相当数が、市内に在住する者で組織する団体であること。
- (3) 伊予市内で活動実績のある企業及び特定非営利活動法人であること。

■事業の要件

次のすべてを満たすことが必要です。

- (1) 新規事業であること。
- (2) 補助金対象団体自らが事業を実施すること。
- (3) 市内で開催する事業であること。
- (4) 記念事業として実施する事業であること。
- (5) 平成27年5月1日から平成28年2月29日までの間に実施できる事業であること。

ただし、次のいずれかに該当する事業は認めません。

- (1) 公序良俗に反する事業
- (2) 政治的、宗教的、思想的活動等を目的とする事業
- (3) 営利又は売名を目的とする事業（ただし、市の振興に寄与すると認められる事業を除く）
- (4) 暴力団もしくは暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者が関与している事業
- (5) その他、市長が適当でないと認める事業

■認定のメリット

- ・冠（名称、シンボルマーク）の使用
- ・広報「いよし」、市ホームページで周知・PR

■補助金交付額

1事業あたり補助対象経費^(※)の10分の8以内の額とし、40万円を上限として補助します。

■申請用紙等

申請等にかかる用紙（様式）は、市役所、各地域事務所、各地区公民館にあります。また、市公式ホームページでもダウンロードできます。

■採用選考方法

応募期間終了後、伊予市制10周年記念事業準備委員会において検討し、伊予市制10周年記念事業推進本部にて決定するとともに、決定した団体に通知します（3月中旬頃を予定）。

■本事業に関する申請及び問い合わせ

〒799-3193 伊予市米湊820番地
伊予市役所 総務部 総務企画課 企画担当まで
TEL 089-982-1111（内線650）
FAX 089-983-3681
E-mail soumu@city.iyo.lg.jp
伊予市公式ホームページ <http://www.city.iyo.lg.jp/>

※補助対象経費は次のとおり

区分	補助対象経費
報償費	講師、イベント出演団体謝礼等
旅費	事業実施に係る費用及び講師等への費用弁償等
需用費	消耗品、印刷製本費、光熱水費、図書購入費及び燃料費等
役務費	通信費、郵送料、損害保険料及び広告料等
委託料	会場設営委託料、警備委託料等
使用料及び賃借料	会場使用料及び賃借、リース又はレンタルに係る費用
原材料費	当該事業に関連した諸材料費
その他の経費	市長が特に必要と認める経費

ただし、次の経費は対象としません。

- ・関係者による反省会、慰労会等の飲食費
- ・申請団体の日常的な運営経費
- ・建物、備品等に要する経費（補助対象事業にかかる会場使用料を除く）
- ・その他、市長が適当でないと認める経費

